

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年12月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800061号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800030号

第1 結論

請求者のA事業所における平成18年12月1日から平成19年1月1日までの期間、平成19年2月1日から同年3月1日までの期間、平成20年1月1日から同年3月1日までの期間、平成20年12月1日から平成21年3月1日までの期間、平成21年9月1日から同年10月1日までの期間、平成22年1月1日から同年3月1日までの期間、平成22年9月1日から同年10月1日までの期間、平成22年12月1日から平成23年4月1日までの期間、平成23年10月1日から同年11月1日までの期間、平成23年12月1日から平成24年3月1日までの期間及び平成24年7月1日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年12月、平成19年2月、平成20年1月及び同年2月、平成20年12月から平成21年2月まで、平成21年9月、平成22年1月及び同年2月、平成22年9月並びに平成22年12月から平成23年3月までの標準報酬月額については、32万円から34万円、平成23年10月及び平成23年12月から平成24年2月までの標準報酬月額については、32万円から36万円、平成24年7月から平成27年8月までの標準報酬月額については、32万円から34万円、平成27年9月から平成28年8月までの標準報酬月額については、28万円から36万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年9月1日から平成28年9月1日まで
年金記録を確認したところ、請求期間の標準報酬月額が実際の報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成18年12月1日から平成19年1月1日までの期間、平成19年2月1日から同年3月1日までの期間、平成20年1月1日から同年3月1日までの期間、平成20年12月1日から平成21年3月1日までの期間、平成21年9月1日から同年10月1日までの期間、平成22年1月1日から同年3月1日までの期間、平成22年9月1日から同年10月1日までの期間、平成22年12月1日から平成23年4月1日までの期間、平成23年10月1日か

ら同年11月1日までの期間、平成23年12月1日から平成24年3月1日までの期間及び平成24年7月1日から平成28年9月1日までの期間（以下「当該期間」という。）については、請求者及び会計事務所から提出されたA事業所に係る給与明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月、平成19年2月、平成20年1月及び同年2月、平成20年12月から平成21年2月まで、平成21年9月、平成22年1月及び同年2月、平成22年9月並びに平成22年12月から平成23年3月までは34万円、平成23年10月及び平成23年12月から平成24年2月までは36万円、平成24年7月から平成27年8月までは34万円、平成27年9月から平成28年8月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、その余の期間については、上記の給与明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800049号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1800008号

第1 結論

昭和52年4月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年4月から昭和53年3月まで

請求期間について、昭和52年3月又は同年4月に国民年金の加入手続を行い、その後、昭和52年12月頃までの間にA町役場の窓口で国民年金保険料を納付したはずなのに、年金記録では納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしいと請求したところ、厚生労働省B局からは、記録の訂正は認められないとの通知をもらった。

しかし、A町の周辺自治体の職員として国民年金事務をしていた親戚は、当時、A町を含めた付近の町村では、年金事務に不正が多く、年金記録も間違いが多かったと話しており、その他の状況からも、私が納付した請求期間の国民年金保険料が横領されていたことは明らかなので、再度、記録の訂正を求める。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、昭和52年3月に大学を卒業後、同月又は翌月に自身の国民年金の加入手続を行い、妻は昭和53年3月の婚姻届の提出時に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしているが、請求者と請求者の妻の国民年金手帳記号番号は連番となっており、その前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査によると、A町において昭和53年4月頃に払い出されたものと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、国民年金の加入手続は、夫婦共に昭和53年4月頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期及び状況が相違していること、ii) 請求者は、請求期間の国民年金保険料をA町役場において毎月納付していたはずであり、年末調整時に保険料が未納となっていれば気付くため、遅くとも昭和52年12月までには納付していたと思うとしているが、請求者の国民年金の加入手続は昭和53年4月頃に行われたものと考えられること、及び請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿によると請求期間は保険料の未納期間となっていることから、請求者が請求期間に係る保険料を納付していたとは考え難いこと、iii) 請求者は、請求期間に係る勤務先において年末調整を行っていたので、それを調べてもらえば保険料の納付の事実が分かるはずであるとしているところ、当該勤務先は、「請求者に係る昭和52年分及び昭和53年分の源泉徴収票並びに年末調整に関する資料は保存していない。」としており、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な回答は得られなかったこと、iv) このほか、請求者が、請求期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(源泉徴収票、家計簿、確定申告書等)はなく、ほか

に請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に平成 29 年 11 月 17 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする B 局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、自身が納付した請求期間の国民年金保険料が A 町職員によって横領されていたことは明らかであると主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、A 町は、「国民年金保険料の横領を理由とした懲戒の記録はなく、そのような事実は確認できない。国民年金手帳記号番号が未付番の者に対し、納付書を作成することは考え難い。」と回答している。

また、請求者は、当時の A 町を含む周辺市町村における事務処理状況を知っている者として、自身の従兄弟の名前を挙げているが、同人は、「当時、A 町の周辺自治体の職員であり、国民年金の担当をしていたこともある。当時は全て手作業で処理を行っていたため、役場担当者の記録誤りがあったことは事実であり、不正が行われたとの話を聞いたこともある。しかし、A 町のことは分からない。」と述べている。

さらに、請求者は、昭和 53 年 4 月頃に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることに関し、昭和 53 年 4 月には国民年金の加入手続を行っておらず、昭和 53 年 3 月 * 日に A 町役場で婚姻の届出を行った時には、妻のみの国民年金の加入手続を行った旨を改めて主張し、婚姻の届出の際、戸籍係の窓口に高等学校の同級生が勤務していたので、当時の状況を確認してほしいとしているが、当該同級生は、「請求者が婚姻の届出を行ったとする記憶はない。私は、A 町役場で戸籍係の業務に従事しておらず、請求者の国民年金のことについては分からない。」と述べている。

加えて、請求者は、「昭和 52 年 4 月から税務会計事務所に勤務していた。同事務所に勤務する者はいずれも業務に精通し、顧客の年末調整を行うなど、国民年金保険料の納付にも詳しくあったことから、私も、請求期間の国民年金保険料は、年末調整が行われる昭和 52 年 12 月までに納付した。その後、同事務所が厚生年金保険の適用を開始するまでの期間は、従業員全員が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張している。オンライン記録によると、請求者が勤務していた税務会計事務所は、昭和 56 年 8 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同日に同事務所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 11 人（請求者及び昭和 56 年 8 月 7 日に 20 歳未満であった者を除く。）のうち、同日前に国民年金保険料を納付している者は、一人のみであったことが確認できる上、当該同僚 11 人のうち、生存及び所在が確認できた 8 人に照会し、6 人から回答が得られたものの、このうち、当該税務会計事務所が厚生年金保険の適用を開始する前に国民年金保険料を納付したとする者は一人のみであり、このほかに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを確認又は推認できる具体的な回答は得られなかった。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800075号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800031号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年8月12日から平成8年9月10日まで
平成7年5月1日から平成8年9月9日までA事業所の総務課に所属し、事務員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間は平成7年5月1日から同年8月12日までとなっている。

請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者のA事業所における離職日は平成7年8月11日となっており、当該離職日の翌日は、請求者に係るオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致している上、請求者は、請求期間のうち平成7年11月1日から平成8年4月30日までの期間について、同事業所とは別の事業所で雇用保険に加入していることが確認できる。

また、前述の別の事業所から提出された請求者の履歴書(平成7年8月26日現在)の写しによると、職歴欄にA事業所を平成7年8月に退職した旨記載されている上、A事業所を合併したB事業所は、当時の資料はなく、請求者が勤務していたか不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間について、請求者が総務課で一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた二人のうち一人は既に死亡しており、別の一人は、請求者の勤務期間、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について分からない旨陳述している。

加えて、オンライン記録により、請求期間中にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた28人に照会し8人から回答を得られたが、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。